



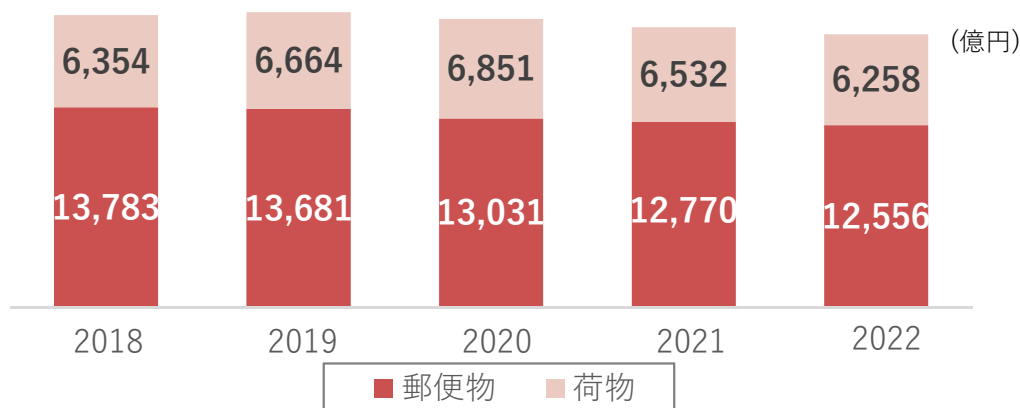
郵政民営化委員会 説明資料（日本郵便株式会社）

2023年12月12日

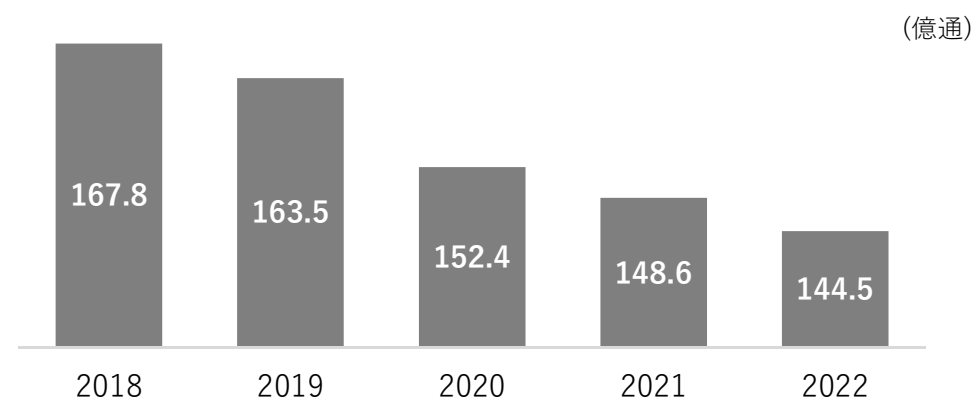
郵便・物流事業の現状と課題

- ① 郵便・物流事業の営業収益は、**郵便収益が約3分の2、荷物収益が約3分の1**。
- ② 郵便分野については、デジタル化の進展等により、**郵便物数の減少傾向が継続**していることに加え、**燃料価格をはじめとする物価や人件費等の上昇等**により、**2022年度の郵便事業収支は赤字に転落**。
- ③ **郵便・物流事業の利益は、荷物分野に支えられている**状況にあるものの、**厳しい競争環境等により、ゆうパック・ゆうパケットの取扱個数は伸び悩んでいる**状況。

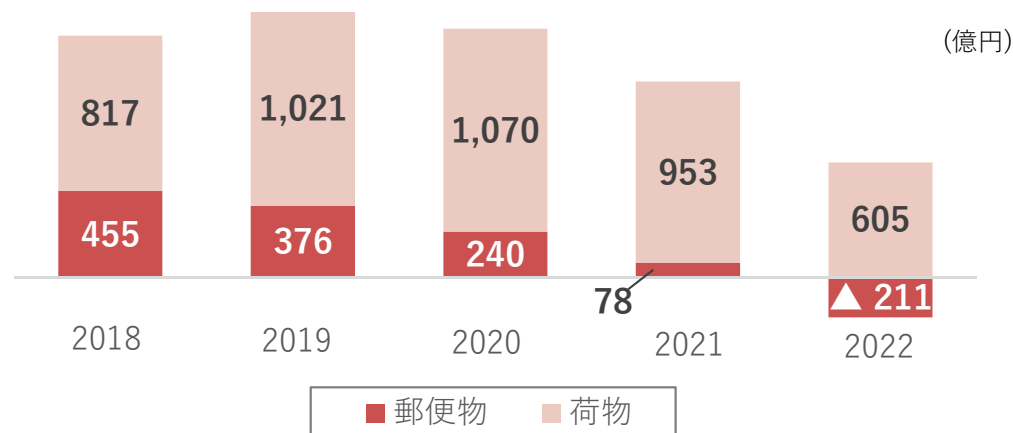
営業収益の内訳



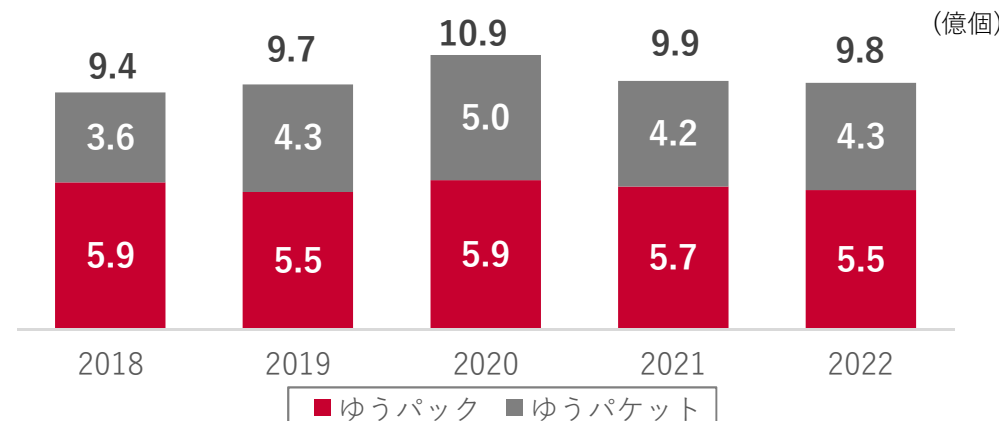
郵便物数



営業利益の内訳



ゆうパック及びゆうパケット個数



郵便・物流事業の今後の方向性

- ① 郵便物の減少トレンドを踏まえると、郵便・物流事業が持続的に成長していくためには、荷物分野において、他企業との厳しい競争に打ち勝ち、荷物収益を拡大をしていくことが不可欠。
- ② 荷物分野については、厳しい競争に打ち勝っていくため、他企業との提携等により郵便事業のリソースを有効活用できる小型荷物を中心に営業収益を拡大するとともに、生産性の高いオペレーションを構築する。
- ③ 郵便分野については、荷物分野へのリソースシフトや、デジタル技術を活用した業務効率化を推進していくとともに、郵便サービスの安定的な提供及びお客さまサービス向上の実現に向けて、郵便料金の見直しを検討。

荷物分野

- ① 他企業との提携や新たな商品・サービスの開発、営業力の強化等により、郵便事業のリソースを有効活用できる小型荷物を中心に収益を拡大。
- ② データ活用による業務効率化、輸配送ネットワークの構築や機械処理の推進を加速すること等を通じて、生産性の高いオペレーションを構築。

郵便分野

- ① 2021年の改正郵便法を受け、土曜日配達の休止や送達日数の繰下げといったサービス見直しによるコスト削減や、荷物分野へのリソースシフトを推進。
- ② 引き続き、荷物分野へのリソースシフトや、デジタル技術を活用した業務効率化を推進していくとともに、郵便サービスの安定的な提供及びお客さまサービス向上の実現に向けて、郵便料金の見直しを検討。

郵便・物流事業の今後の方向性

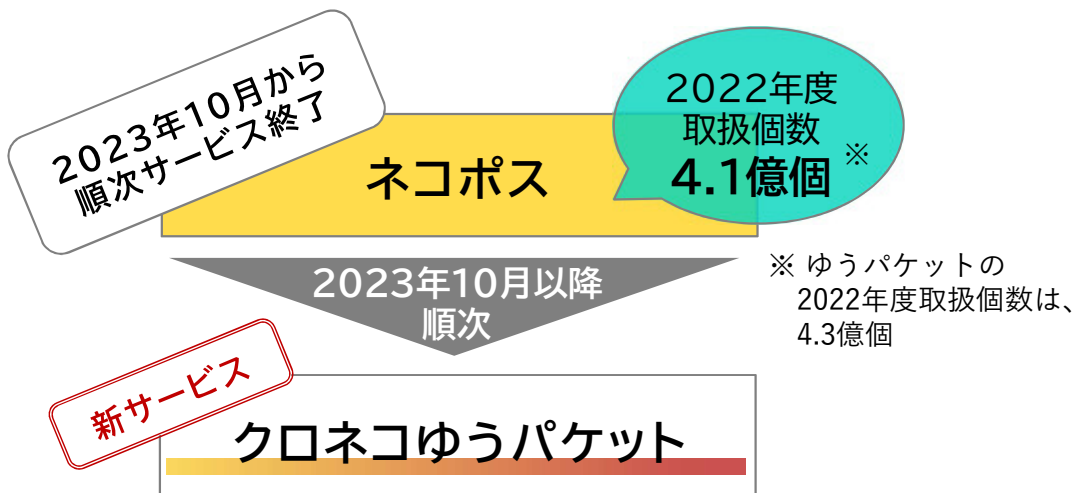
■ 具体的な取組は下表のとおり。

テーマ	取組
他企業との連携	<ul style="list-style-type: none">・ ヤマトグループとの協業により増加する荷物を、確実に取り扱える体制を構築。・ 佐川急便、楽天グループとの連携強化により、取扱荷物拡大を目指す。
新商品・サービスの開発/改善	<ul style="list-style-type: none">・ 小型荷物や越境EC等、郵便事業のリソースを有効活用でき、かつ成長が見込まれる需要の獲得を目指し、商品・サービスの開発や改善を実施。
P-DXの推進	<ul style="list-style-type: none">・ デジタル化やデータ連携を通じて、差出・受取利便性の向上を図る。・ 差出データ等の配達に関する情報を蓄積、活用するシステムを開発し、業務の効率化を図る。
安定的なオペレーション体制の構築	<ul style="list-style-type: none">・ 荷物増加に対応すべく、区分作業の機械処理推進やネットワーク再編を実施。・ 2024年問題に関し、中継輸送等により法令改正に対応した運送便ダイヤへ変更。・ 協力会社との価格交渉を、毎年継続的に実施。・ 置き配を推進し、再配達にかかるコスト/労働力を削減。
郵便事業の収支改善	<ul style="list-style-type: none">・ 2021年の改正郵便法に対応したサービス見直し等を踏まえ、郵便分野から荷物分野へのリソースシフトを推進。・ 将来にわたって安定的な郵便サービスの提供を維持するため、郵便料金改定を検討。

郵便・物流事業の今後の方向性（ヤマトグループとの連携）

- ① 2023年6月、ヤマトグループと「持続可能な物流サービスの推進に向けた基本合意書」を締結。
- ② ヤマト運輸が預った荷物を、「クロネコゆうメール」「クロネコゆうパケット」として、日本郵便の配送網でお届けする。

小物薄物荷物領域



メール便領域



- ヤマト運輸様を取り扱っている「ネコポス」のサービスを終了し、「クロネコゆうパケット」として、2023年10月から、順次、日本郵便の配送網でお届け開始。

- 2023年10月1日から1道15県にてお預かりを開始し、安定した業務運行を確保。
(対象地域：北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県)

- ヤマト運輸様を取り扱っている「クロネコDM便」のサービスを終了し、「クロネコゆうメール」として、2024年2月から日本郵便の配送網でお届け開始。

郵便・物流事業の今後の方向性（佐川急便との連携）

- ① 2021年9月、佐川急便と「協業に関する基本合意書」を締結。
- ② 佐川急便が預った荷物を、当社のゆうパケットやEMSとして、日本郵便の配送網でお届けしているほか、幹線輸送の共同化といったオペレーションの効率化を進めている。

小型荷物の輸送
「飛脚ゆうパケット便」

佐川急便がお預かりした荷物を、日本郵便「ゆうパケット」の配送網でお届け。

国際荷物輸送
「飛脚グローバルポスト便」

佐川急便がお預かりした荷物を、日本郵便「EMS」の配送網でお届け。

クール宅配便

株式会社郵便局物販サービスが販売する、一部のカタログ掲載の保冷商品を、佐川急便「飛脚クール便」の配送網でお届け。

幹線輸送の共同化

一部区間において、拠点間輸送の共同運行を実施。輸送の共同化により、輸送車両を削減し効率化を図るとともに、CO₂排出削減に寄与。

拠点受け取りの共同化
（佐川急便の荷物を郵便局で受け取り可能に）

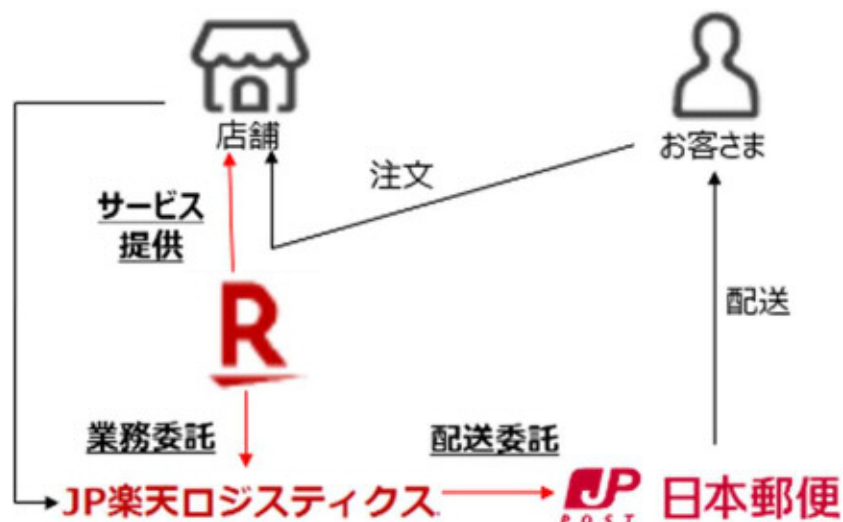
佐川急便が配達しご不在で持ち戻った荷物を、お近くの郵便局でお受け取りができるサービスを一部郵便局で実施。拠点受け取りの共同化により、お客さまの利便性向上を図る。

郵便・物流事業の今後の方向性（楽天グループとの連携）

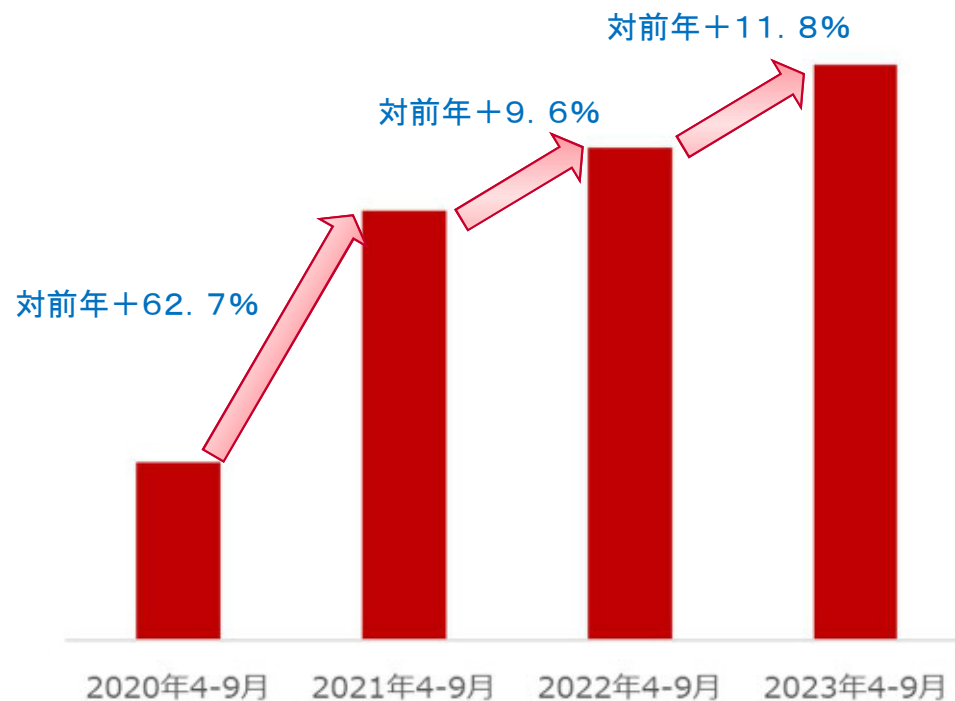
- ① 2021年7月、JP楽天ロジスティクス株式会社を設立。効率的で利便性の高い「物流DXプラットフォーム」を構築し、将来的には他の事業者も利用できるプラットフォームのオープン化を目指す。
- ② 楽天関係のゆうパック等荷物は着実に伸長。

JP楽天ロジスティクスを通じた荷物獲得

- 楽天グループと共同の物流拠点の構築、共同の配送システム及び受取サービスを構築。
- 楽天市場の成長を確実に取り込み、ゆうパックの引受確保を目指す。



楽天関係のゆうパック等荷物の推移



郵便・物流事業の今後の方向性（P-DXの推進）

- ① デジタル化の徹底によるデータとモノのスピード差や、配達先情報等の当社が保有するデータを活かし、荷物分野の競争激化に打ち勝つ配送サービスを提供。
- ② デジタル化された情報に基づくオペレーションの効率化を進めるとともに、お客さまにとっての差し出しやすさ・受け取りやすさを追求。

郵便・物流事業 P-DX*の推進（データドリブンによる郵便・物流事業改革）

*P-DX（Postal-Digital transformation）：デジタル化された差出情報と、当社ならではの配達先情報を活用し、データ駆動型のオペレーションサービスを実現するための郵便・物流事業改革

【データドリブンによる郵便・物流事業改革】



地域の実情に応じたサービス（ぽすちょこ便）

- ① 市町村等限定等地域内で「ちょっと運びたい」といったお客さまのニーズに応えるため、郵便配送車両の既存ルート内の空きスペースを活用した「ぽすちょこ便」のサービスを2023年9月より提供開始。
- ② 配送品の差出や受取は、原則、郵便局等の地域内既存郵便拠点と限定することで、従来より安価な配送価格を実現し、地域社会における配送に関する課題の解決に貢献。

「ぽすちょこ便」の概要

<サービスの流れ>



当社の専用Webサイトにて空きのある配送コース・日時を選択し
ケース単位で予約するだけで利用可能。

<Web予約イメージ>



第一弾は地産地消がテーマ

9月にスタートした山形県鶴岡市ではフルーツの地産地消の
配送にご利用いただいている。生産者から商品を加工販売する
飲食店まで自前での運搬だったものが近くの郵便局での持
込み、受取が可能になり、1ケース290円（税込）という配送
料*も好評。

11月からは奈良県奈良市で同サービスの提供を開始。市街
地より離れた生産地域より市街地の飲食店へ特産品等の地産
地消流通を促すサービスの一環として利用いただいている。

※配送料は地域によって異なる。

<配送イメージ>



今後の展開について

今後は地産地消に加え、買物支援や地域内ビジネスでの
活用等、各社会課題の解決に貢献できるようサービスの適
応範囲を広げていく。

郵便サービスの見直し

- ① 昨今の通信手段の多様化による郵便に求められているニーズの変化や、深夜や週末に依存する労働環境の見直し等の働き方改革への対応が求められている状況を踏まえ、郵便サービスの見直しを実施。
- ② 2021年10月から実施した土曜日配達の休止により、土曜日の要員をその他の曜日に再配置等したことで週末労働の軽減に繋がったほか、郵便物数の減少及び荷物取扱数量の増加による業務量の変化に応じて荷物分野へシフト可能な要員を生み出し。
- ③ 2022年1月から実施した送達日数の繰下げにより、深夜帯から昼間帯へ要員を再配置等したことで深夜労働を軽減。

<郵便サービスの見直しの経緯>

2018年11月	情報通信審議会（郵政政策部会 郵便局活性化委員会）において、当社から郵便サービスの見直しを要望。
2019年9月	情報通信審議会において、当社が要望した郵便サービスの見直しを認める内容で総務大臣に対し答申。
2020年11月	臨時国会において改正郵便法成立。同年12月公布、2021年5月施行。
2021年10月	普通扱いとする郵便物及びゆうメールの土曜日配達を休止。
2022年1月～2月	送達日数を地域ごとに段階的に繰下げ。

郵便サービスの見直し

<郵便サービスの見直しによる要員の再配置>

■ 土曜日配達の休止

- ▶ 土曜日の配達担当者約55,000人のうち、約47,000人の再配置が可能と見込んでいたところ、土曜日配達のあるレターパック等の増加により、再配置可能人数が減少し、**2022年3月時点で約35,000人を再配置等。**

■ 送達日数の繰下げ

- ▶ 内務の深夜帯勤務者約8,700人のうち、約5,600人の再配置が可能と見込んでいたところ、内務の深夜帯勤務者は約7,700人に減少したほか、翌日配達のあるレターパック等の深夜帯に処理が必要な業務量の増加により、再配置可能人数が減少し、**2022年3月時点で約2,100人を再配置等。**

<郵便サービスの見直しの効果>

- ▶ 2021年10月からの郵便サービス見直しの効果額は、**500億円強（約523億円）。**

項目	2018.12 総務省郵便局 活性化委員会提出時	効果額 (2023年3月時点)
合計	約625億円	約523億円
土曜日配達の休止	約535億円	約491億円
送達日数の繰下げ	約90億円	約32億円

- ▶ なお、このうち会社全体として経費の削減となるのは、超勤手当等の経費及び業務量減少を踏まえた社員の自主退職後の不補充による人件費の効果である300億円弱。

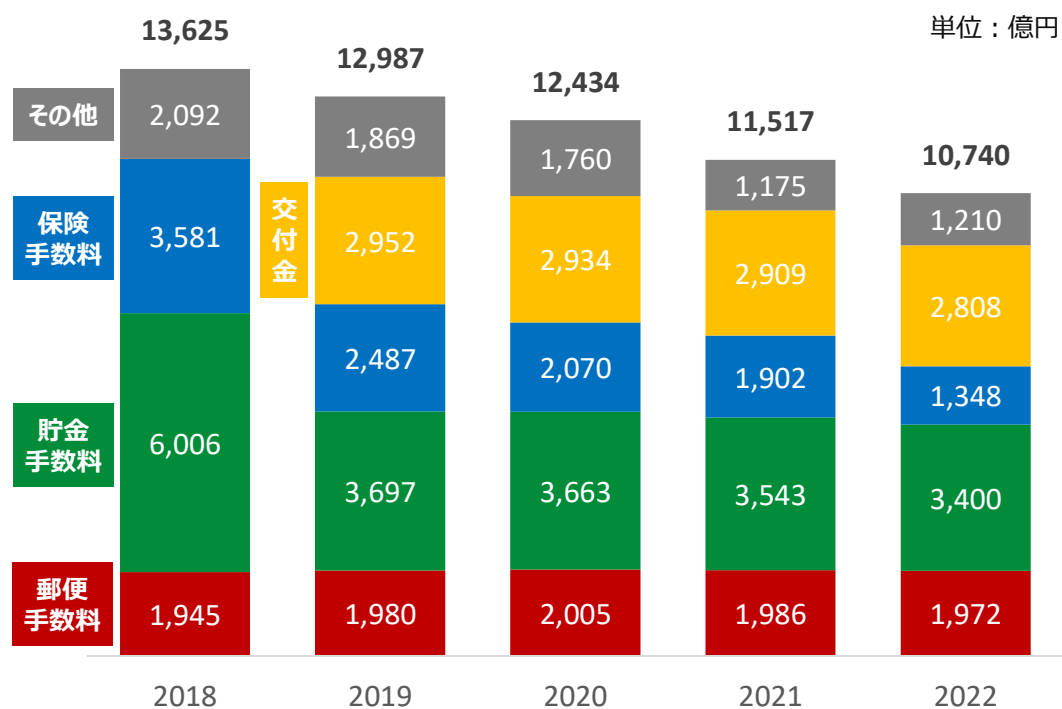
(残りの200億円強は、土曜日から他の曜日に再配置(※)しているものであり、会社全体として経費の削減となるものではない。)

(※) 将来的な郵便物数の減少及び荷物取扱数量の増加が進んだ場合には、外部に必要な労働力を全て求めるのではなく、これら内部の既存労働力を活用することを想定しているもの。

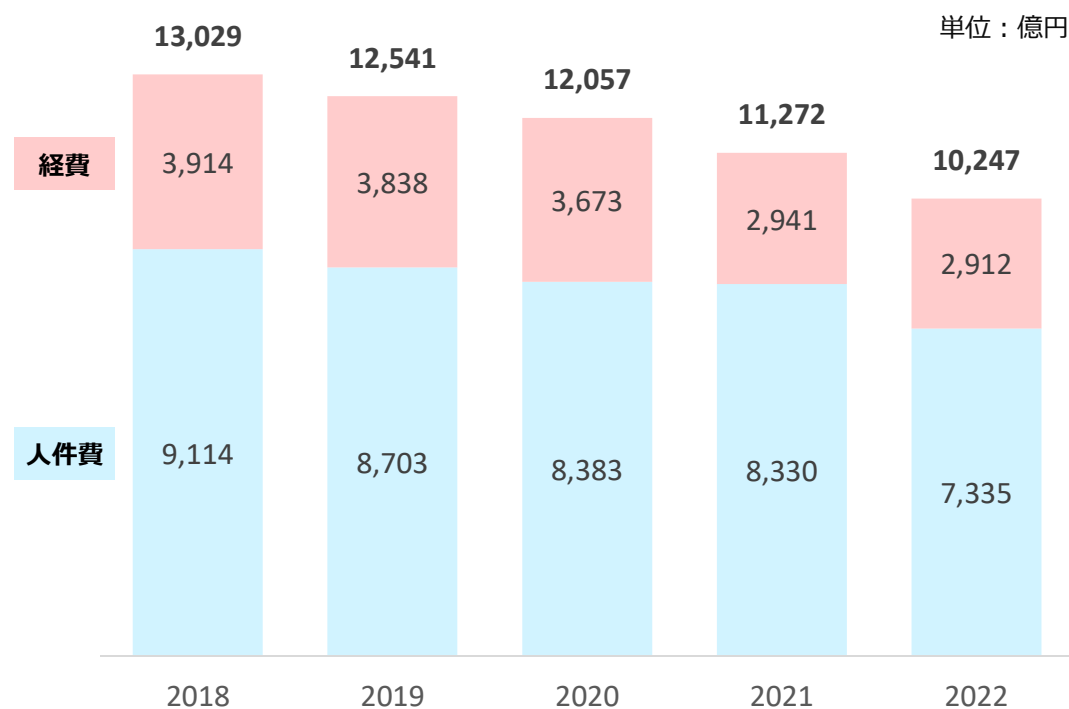
郵便局窓口事業の現状と課題

- ① 人口の減少やデジタル化の進展等により来局数は減少傾向にあり、収益構造の大宗を占める郵便・貯金・保険の受託手数料収入は減少傾向の中、受託手数料以外(物販、提携金融等)の商品・サービスにも取り組んでいるが、収益の大幅な拡大には至っておらず、収益全体に与える影響は僅少。
- ② 一方、費用構造については、大宗を占める人件費は社員数の自然減により減少してきたほか、経費削減にも取り組んでいるものの、固定費的支出も大きく、これ以上の大幅な削減は困難。

郵便局窓口事業の収益



郵便局窓口事業の費用



※2019年度以降、郵便局ネットワーク維持の支援のための交付金制度が開始

※その他には、物販、提携金融、不動産等の収入が含まれる

郵便局窓口事業の今後の方向性

- 人口の減少やデジタル化の進展等により来局数は減少傾向にある中で、**郵便局窓口事業がお客さまに選んでいただける事業への成長を果たしていくため、①収益力の向上、②郵便局の価値・魅力の向上、③サービス品質の向上を目指し、それらを実現するため、5本柱の取組を行っていく。**



お客さまに選んでいただける事業への成長

①収益力の向上

- 郵便局をチーム化して、お客さまニーズに応じた営業活動に取り組める体制を構築
⇒ア、イ、ウ
- グループ共通IDを基軸として、リアルチャネル(リモートチャネル)とデジタルチャネルの**お客さま情報を一元化し、お客さまニーズに応じたサービスを展開**
⇒エ、オ

②郵便局の価値・魅力の向上

- 基幹サービスに加え、日常生活をサポートするためのサービス*を充実させ、郵便局らしい温かみのあるサービスを提供
⇒ア、エ
- (※) 物販サービス、終活紹介サービス、地公体事務受託、地域特産品の生産・販売 等

③サービス品質の向上

- 郵便局社員による対面サービスとデジタル技術を融合し、良質なサービスを提供
⇒ア、イ、ウ、オ
- ・リアルチャネルのデジタル化により効率化を進めるとともに、営業専門人材の育成や機能センターによるリモート対応等を強化し、専門スキルを持った社員がお客さま対応できる仕組みを構築
- ・デジタルチャネルにおいては、サービス利用のセルフ化を推進し、お客さま利便性を向上

「①郵便物・荷物」、「②金融」、「③物販(モノ)」、「④地域・暮らし」のサービスを充実

目指す姿・目的を実現するための取組

5本柱の取組

ア 窓口社員の柔軟配置

- 地域事情等に応じて柔軟に動けるよう社員を配置
- 窓口営業時間の弾力化により、地域・顧客ニーズに応じたサービスを実施していくための要員を確保

イ 全社員の知識・スキル強化

- 柔軟な要員配置により、研修受講やOJTの環境を整備し、社員の知識・スキルを底上げ
- 管理者のマネジメント力を強化するとともに、管理者についても、業務・営業に関する知識・スキルを習得

ウ 営業専門人材の育成

- お客さま対応スキルが高い専門人材を育成し、お客さまに寄り添った営業活動を展開

エ 郵便局の価値・魅力向上

- 地方公共団体との継続的な関係構築に資する取組の強化
- 局長等を中心とした地域・顧客ニーズに応じた各種サービス提供

オ 窓口オペレーション改革

- 業務の見直しや、デジタル化・キャッシュレス化の推進により業務負担を軽減
- 機能センターによるリモート対応・手続等の集中処理を強化

窓口オペレーション改革

- 郵便局窓口におけるキャッシュレス決済やリモートサポート体制の構築等、窓口業務運営のデジタル化を推進。

キャッシュレス決済の拡大

- お客さまの利便性向上を図るため、郵便局の郵便窓口でキャッシュレス決済を導入
- 2023年9月末までに全ての郵便局(簡易郵便局を除く)においてキャッシュレス決済を導入。また、約1,700の簡易郵便局で二次元バーコードによるスマホ決済の取扱いを実施。

利用対象

1. カタログ、店頭販売などの物販商品の支払い
2. 郵便料金または荷物(ゆうパック、ゆうメールなど)運賃の支払い
3. 切手、はがき、レターパックなどの販売品(印紙を除く)の支払い



利用可能な決済ブランド

リモートサポート体制の構築(金融コンタクトセンター)

- 全ての郵便局(簡易郵便局を除く)で同じ金融サービスを受けられるようにすることを目指し、リモートで投資信託(つみたてNISA)や損害保険のご案内を行うセンターとして、2022年10月に金融コンタクトセンターを開設。
- 郵便局のタブレットから、お客さまがリモートで専門のオペレーターに相談可能。
- 2023年7月に投資信託対象局を現行の1,800局から4,000局に拡大するとともに、2023年9月に損害保険対象局を全国に拡大。

金融コンタクトセンターの取組イメージ



電子・セルフ・リモート申込の実施状況

施策	商品種類	概要
電子(ペーパーレス)申込	がん保険	郵便局のタブレットを使用した電子申込(ペーパーレス申込)
	引受条件緩和型医療保険	
	傷害保険	
お客さまスマホ等からのセルフ申込	自動車保険	お客さま自身で、スマートフォン等からWeb申込サイトにアクセスし、申込手続きをいただく方法
	バイク自賠責保険(2024.1~)	
	傷害保険	
リモート申込(試行中)	がん保険	郵便局のタブレットとお客さまのスマートフォン等をビデオ通話で接続し、商品説明、意向確認から申込手続きまでの一連の取扱いをリモートで提供

地方公共団体事務の受託

- ① 郵便局では「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」等に基づき、**公的証明書交付事務などを地方公共団体から受託**。長野県泰阜村、石川県加賀市など16の自治体（※）では、**支所・出張所等の廃止・移転に伴い、郵便局に事務を委託することで住民サービスの維持・向上**を図っている。
※日本郵便が各自治体HP等から把握しているものに限る。
- ② 取組にあたっては、本社、支社及び郵便局が一体感を持って各種施策を推進しているほか、公的証明書交付事務の契約締結権限、見積書の提出など**支社の裁量を順次拡大し、より速やかにサービスを提供できる体制を整備**。
- ③ 収益については、大幅な利益を見込むものではないものの、**受託に係るコストを回収できるような料金水準とし、「初期導入費」、「固定費」、「従量費」、「一般管理費」から構成された、実績ベースの料金体系を整理(2021年6月～)**。

地方公共団体事務の実績

1. 法律等により取扱いが可能になっている事務

公的証明書交付事務等行政事務受託
(151自治体 498局 2023年10月末時点)

※委託事務手数料は、自治体が一般財源から負担

マイナンバーカード電子証明書関連事務受託※1
(13自治体 33局 2023年10月末時点)

<地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律>

公的証明書の交付事務以外の行政事務受託
(32自治体 80局 2023年10月末時点)

- ・国民健康保険関係の各種受付
- ・後期高齢者医療制度関係の各種受付
- ・飼い犬の登録

等

※委託事務手数料は、自治体が一般財源から負担

<公共サービス改革法に関連する通知>

2. 上記1以外で地方公共団体から郵便局が受託している事務

受託窓口事務（プレミアム付商品券販売等）
(331自治体 5,682局 2023年10月末時点)

※委託事務手数料は、自治体が一般財源から負担
(一部の事務は国からの交付金等を活用)

受託窓口事務のうちマイナンバー関連

マイナンバーカード申請支援事務※1
(累計199自治体 1,905局 2023年10月末時点)

自治体購入のキオスク端末の設置※2
(10自治体 13局 2023年10月末時点)

※1 委託事務手数料は、国から自治体への全額補助の対象(2022年度～) ※2 導入経費は、特別交付税(～2025年度)等の対象

郵便局の最適配置

- ① 日本郵政グループの事業を支える大切なインフラである郵便局ネットワークの価値を高めることを目的として、地域の変化に対応した最適な店舗配置に取り組んでいる。
- ② 具体的には、人口が増加している地域等へ新規出店を進めるとともに、お客さま利用の少ない既存郵便局を他地域に再配置することにより、利便性の高い場所への店舗出店を実施している。
- ③ また、ユニバーサルサービスを確保しつつ、都市部における郵便局の統廃合や過疎地等における需要規模に応じた運営形態の見直しにも取り組んでいる。

1 郵便局の新規出店

郵便局の新規出店については、住宅開発が進んだ地域や新駅が開業した地域等の人口が増加している地域で、駅周辺や大型商業施設等のお客さま利用の拡大につながる場所へ積極的に出店することとしている。

〔 民営化以降 93局実施（うち2022年度11局実施） 〕

【新規出店した事例】

かごしまひがしたにやま

○鹿児島東谷山郵便局（鹿児島県） 2022.10.28開局

ベッドタウンとして発展しているほか、商業施設も出店しており、十分な需要が見込まれたため、郵便局を出店。



かいせいえきまえ

○開成駅前郵便局（神奈川県） 2021.2.18開局

住宅地として発展し、人口が増加したことにより、十分な需要が見込まれたため、町内唯一の駅である小田急電鉄小田原線開成駅前に郵便局を出店。



郵便局の最適配置

2 都市部の郵便局の統廃合

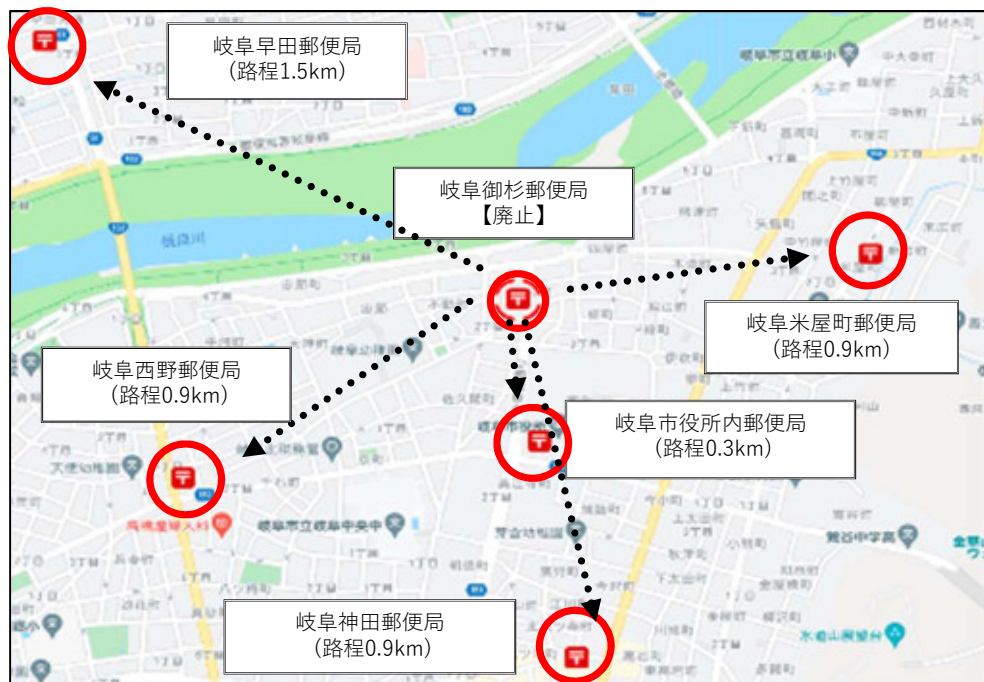
都市部において各郵便局の距離が近く、自社競合が起きているなどの場合には、周辺の郵便局の配置状況を踏まえ、統廃合を実施。

〔 民営化以降 142局実施（うち2022年度12局実施） 〕

【統廃合した事例】

ぎふおすぎ
○岐阜御杉郵便局（岐阜県） 2022.7.23廃止

郵便局が稠密に配置されているエリアとなっており、周辺の郵便局の配置状況を踏まえ廃止。



3 需要規模に応じた運営形態の見直し

郵便局利用者が少ない地域において、サービスの提供を継続するため需要規模に見合った運営形態の簡易郵便局に局種変更。

〔 民営化以降 48局実施（2021年度1局実施） 〕

【簡易郵便局へ局種変更した事例】

ひらしま
○平島郵便局（長崎県） 2022.3.22簡易郵便局へ局種変更

局舎の老朽化が進んでいる上、利用者が少なかったため、需要規模に見合った簡易郵便局に局種変更。



郵便局の最適配置

4 立地改善

郵便局舎の老朽等により移転が必要となった郵便局については、その機会を捉えて、近隣好立地への移転を実施。

よのおおと
○与野大戸郵便局（埼玉県） 2022.5.23移転

住宅街に位置し、視認性が低かったことから、お客さまにとって利便性の良い大通り沿いに移転。

まるがめえきない
○丸亀駅内郵便局（香川県） 2021.3.22移転・改称

駅前大通りの裏通りに立地し、視認性が低いことから、お客さまにとって利便性の良い駅内の区画に移転。



郵便局のサービス維持

- 車両型郵便局を開発・所有し、災害による局舎の一時閉鎖対策として活用している。その他、改修工事による局舎の一時閉鎖や各地域で開催される様々なイベントにおいても活用している。

◆ 被災地における活用事例

2018/8/10～

【2018年7月豪雨】

川越郵便局(山口県)



2021/7/26～

【2020年7月豪雨】

神瀬郵便局・上松求麻郵便局(熊本県)



2022/10/14～2022/11/25

【2022年台風14号】

川水流郵便局(宮崎県)



※ 曜日別に2箇所を巡回営業を実施

◆ その他の活用事例

- ・ 世界スカウトジャンボリー (山口県) 〈2013/7/31～2013/8/8〉
- ・ 伊勢志摩サミット (三重県) 〈2016/5/24～2016/5/28〉

本社・支社機能改革

- ① J P ビジョン2025において、組織風土改革、ガバナンス強化の一環として、地域の実情に応じて、支社の独自性と機動性を向上させる目的で本社の持つ権限・責任を支社へ委譲することを掲げ、**2020年度から、本社権限のうち支社に委譲を行うことが適当な権限について、支社と意見交換を行った上で、順次、支社へ委譲。**
- ② フロントラインと本社の結節点となる支社が果たす役割は重要であることから、**本社・支社の信頼関係が強固となるよう、2023年9月に「本社・支社機能改革プロジェクト」を本社内で立ち上げ、取組案を検討中。**

本社・支社機能改革プロジェクトの設置目的

本社が主体的に支社の現状の問題点や課題を確認し、解決策を一緒になって検討、実施することで真の信頼関係を築き、本社・支社機能を強化・改革していくこと

取組の方向性

本社・支社が一体となって取り組むためには、何が課題となっているのか洗い出しを行い、現状を正しく理解した上で、解決策を検討する。

また、本社・支社の機能の役割を再整理した上で、本社・支社がどのような行動を行うべきなのか、本社・支社社員が一体となって、あるべき姿を描いていく。



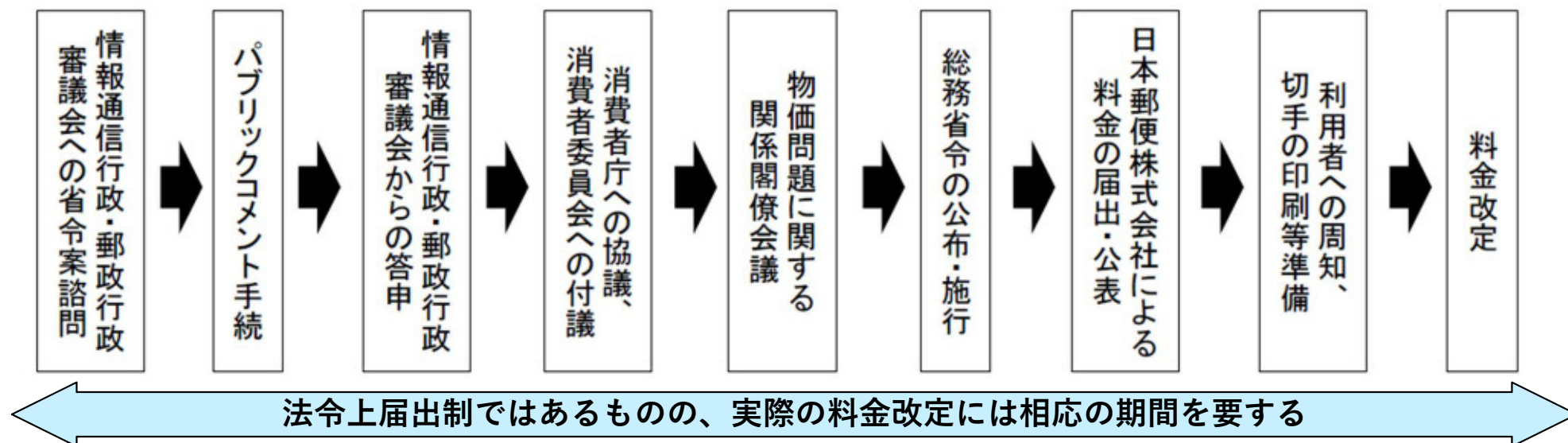
補足資料

参考1. 郵便事業に関する規制（郵便料金）

■ 郵便料金に関する制度

- ① 郵便法第3条により、郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならないとされている。
- ② 郵便料金は、郵便法第67条により、郵便物の種別に応じて、第一種（封書等）・第二種（葉書）・特殊取扱等（書留等）は届出制。第三種（定期刊行物）・第四種（通信教育等）の料金は総務大臣の認可制。
- ③ また、第一種のうち25g以下の「定形郵便物」の料金額は、総務省令（郵便法施行規則）で定める上限を超えてはならないこととされている。
- ④ 郵便法第73条第2号に基づき、総務大臣は「定形郵便物」の料金額の上限を定める総務省令を制定・改廃するときは、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされており、同審議会からの答申後、消費者委員会への付議及び物価問題に関する関係閣僚会議への付議等が必要。

【25g以下の定型郵便物の料金改定（上限額改正の場合）の流れ（総務省作成資料）】



参考 1 . 関係条文

○ 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）

（郵便に関する料金）

第三条 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

（料金）

第六十七条 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第三項の規定により認可を受けるべきもの及び第五項の規定により届け出るべきものを除く。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。

二 （略）

三 第一種郵便物（郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの（次号において「定形郵便物」という。）の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

四～七 （略）

3・4 （略）

5 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を除き、郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金に限る。）を定め、あらかじめ、又はその実施後遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

6・7 （略）

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 （略）

二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 （略）

○ 郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十三号）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○ 郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）

（定形郵便物の料金の上限）

第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、八十四円とする。

参考 1 . 郵便事業に関する規制（郵便差出箱）

- ① 郵便ポストの設置は、郵便法施行規則第32条第2項で定められた設置基準を基に、社内規程で定める取扱いに従って実施。
- ② 周辺環境の変化(道路状況の変化や店舗閉鎖等)や地権者等からの依頼等があった場合、撤去または移設等を実施。

【設置基準】

■ 郵便法施行規則第32条第2項<抜粋>

廃止前の日本郵政公社法の施行の際あまねく全国に設置されていた郵便ポストの本数を維持することを旨とし、かつ、次に掲げる基準に適合するものとして郵便ポストを設置することとする。

一 各市町村及び各特別区内に満遍なく設置すること。

二 主として、公道上、公道に面した場所、その他の常時利用することができる場所又は駅、小売店舗その他の公衆が容易に出入りすることができる施設内であって往来する公衆の目につきやすい場所に設置すること。

■ 社内規程

郵便ポストは、集配業務を受け持つ郵便局長が、次の配置標準を基に必要性の高いところに設置することとしている。

- ① 市街地（住宅等の密集した地域）については、利用見込戸数が200戸以上で、かつ、隣接ポストとの距離が250メートル以上。
- ② その他の地域については、利用見込戸数が200戸以上で、かつ、隣接ポストとの距離が400メートル以上、利用見込戸数が150戸以上200戸未満で、かつ、隣接ポストの距離が600メートル以上等。
- ③ 駅、官公署等公共建築物の付近、その他常時多数の人が集合する場所などお客さまの利便性向上に効果があると認められるところ。

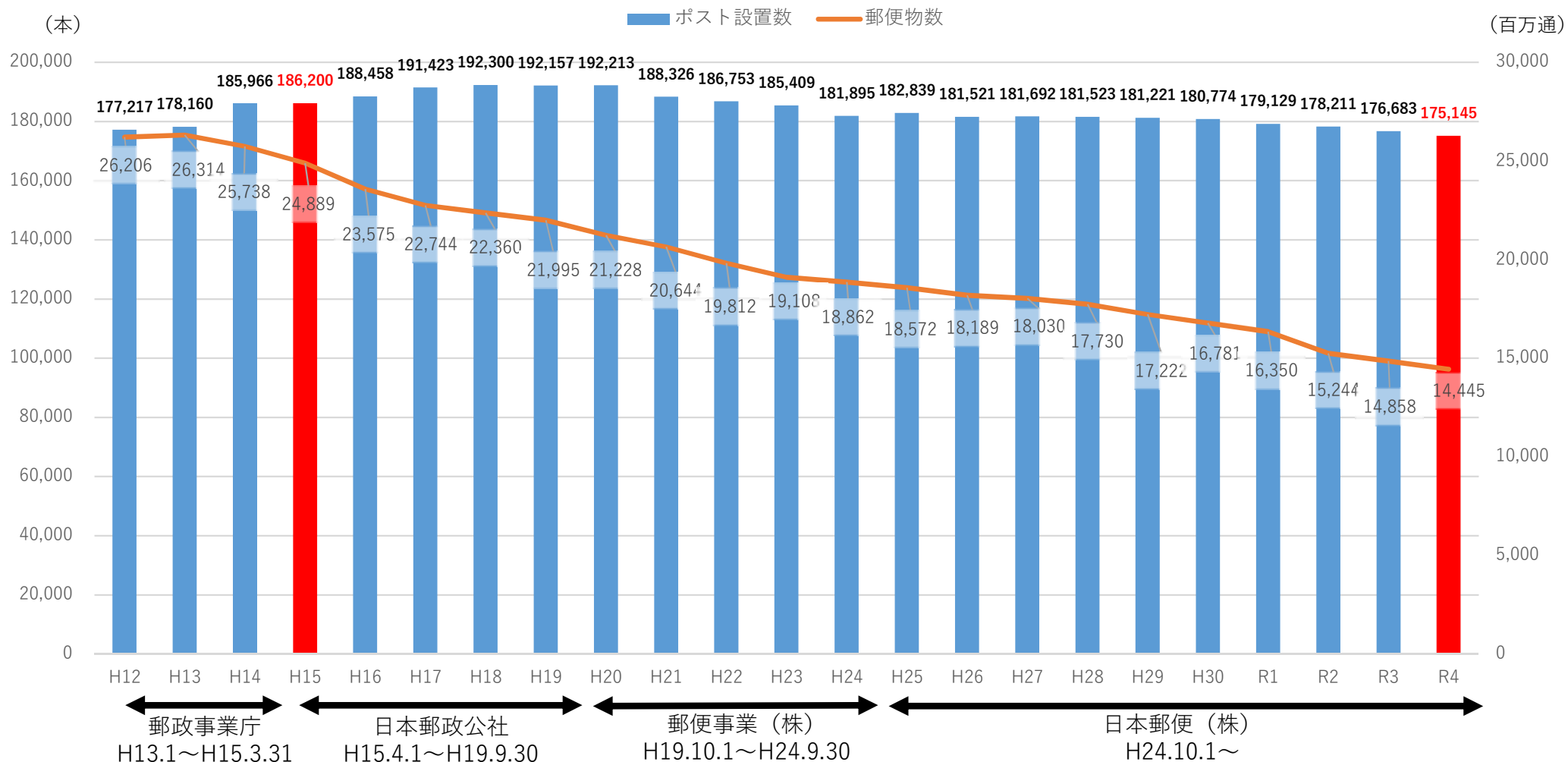
※ 設置位置については、交通の要路で、郵便物の差入れ及び取集に便利な箇所であって、交通規制上支障のない場所を選定。

郵便ポストの近隣の状況の変化に伴い、既設置場所が郵便ポストの設置場所として不適格となった場合は、利用通数や郵便ポスト設置標準に照らし合わせ、撤去又は移設を実施。

参考1 . 郵便事業に関する規制（郵便差出箱）

- ① 2022年度末(2023.3.31)現在の郵便ポスト設置本数は175,145本。
- ② 日本郵政公社発足後の2003年度末の本数186,200本と比較し、▲11,055本(▲5.9%)。
- ③ 地域別では本数減少率が10%を超える地域は北海道・東北・北陸・九州に多く、増加は関東の都市部1都3県。

郵便ポスト設置数の推移（年度末時点）



参考1 . 郵便事業に関する規制（郵便差出箱）

- ① 市区町村人口密度分布別の設置本数において、人口密度とポスト本数は比例する一方で、人口当たり本数や1本当たり世帯数は反比例する傾向にあり、過疎地等においては、人口や世帯数に対する設置本数は全国平均以上。
- ② 投函利用状況については、人口密度が少なくなるにつれて、利用の少ないポスト本数割合が増加し、過疎地等では半数近くのポストが、月の投函量30通以下。（利用状況の調査については次頁のとおり）

	人口密度(人/km ²) ※自治体総面積を用いて算出	自治体数(*1) (占有率)	郵便ポスト 本数平均 (本)	1000人当たり 本数平均 (本)	1本当たり 世帯数平均 (戸)	投函量少数の ポストの割合 (%)
A	8,001~22,000 (主に政令指定都市・特別区)	109 (5.8%)	177	0.9	1308	2.0%
B	2,001~8,000 (主に中核市等)	238 (12.6%)	118	0.9	554	5.4%
C	401~2,000	403 (21.3%)	124	1.5	334	18.8%
D	121~400	426 (22.5%)	99	2.4	211	35.5%
E	0~120 (主に全部過疎・みなし過疎地)	720 (38.0%)	49	5.0	125	49.7%
全体	338	1,896 (100.0%)	92	1.4 (*2)	341 (*3)	25.1%

*1:自治体数は、東京23区の外、区設置の自治体は区ごとに計上

*2:総本数/総人口*1000

*3:総世帯数/総本数

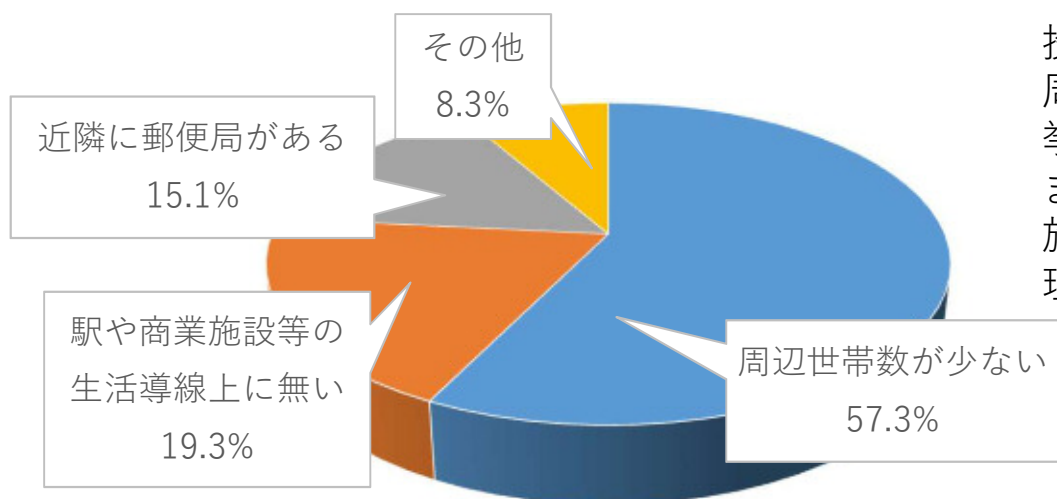
参考1 . 郵便事業に関する規制（郵便差出箱）

- 1年を通じた平均的な状況として以下の条件に該当する郵便ポストについて、取集担当者に平常の取集時に把握している状況をヒアリング等で確認する調査を、6月に全局で実施。

分類	①	②	③	④
1か月あたりの投函数 (参考：日々の投函量のイメージ)	平均0～1通 (ほぼ毎日、投函郵便物が無い)	平均2～9通 (週に1通程度投函されている)	平均10～19通 (数日に1通程度投函されている)	平均20～30通 (ほぼ毎日1通程度投函されている)

調査の結果、全国の郵便ポストのうち、4本に1本程度は、1か月あたりの投函量が30通以下という状況。うち約4%は、1か月あたりの投函量が0～1通で、ほぼ利用されていない状況にある可能性。

① 0～1通/月		② 2～9通/月		③ 10～19通/月		④ 20～30通/月		①～④ 合計		総本数 (2023.3.31現在)
本数	割合	本数	割合	本数	割合	本数	割合	本数	割合	
6,793	3.9%	12,193	7.0%	12,946	7.4%	12,008	6.9%	43,940	25.1%	175,145



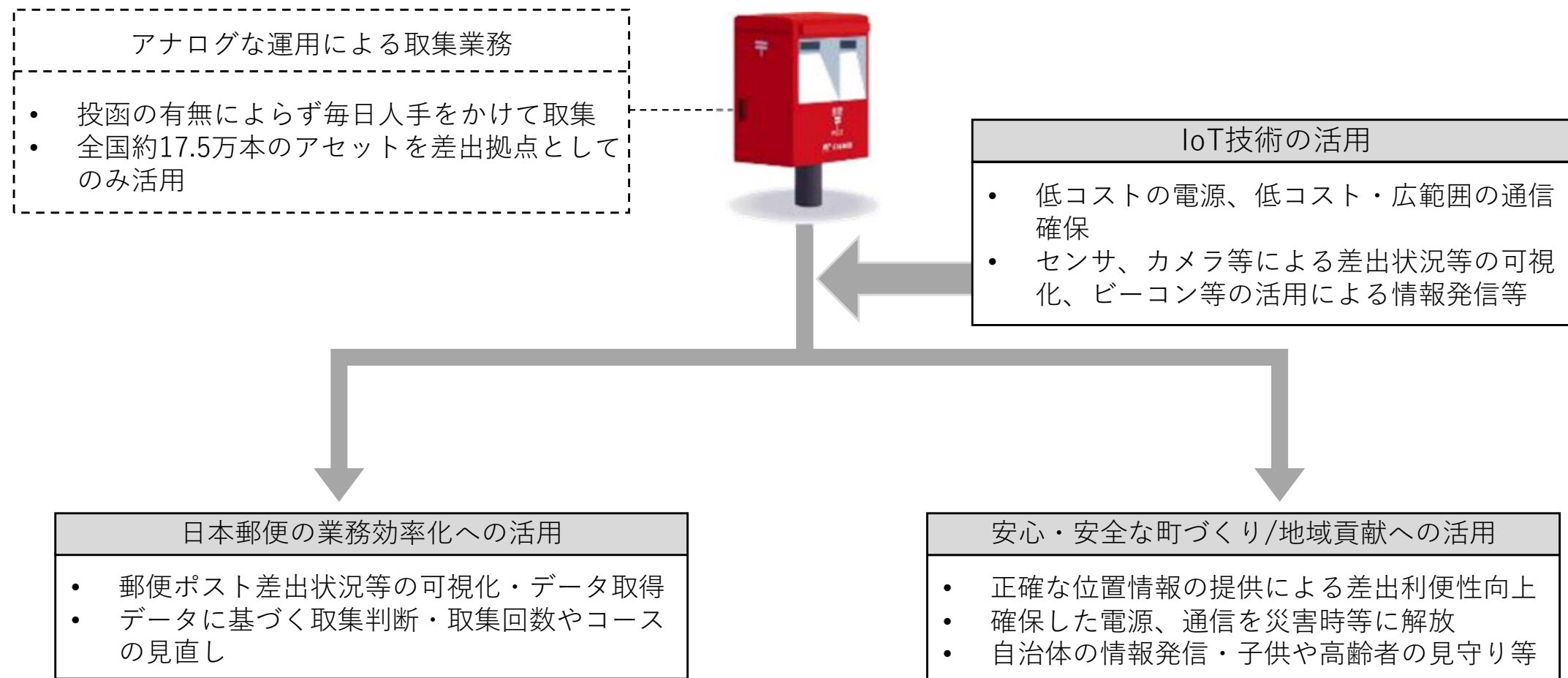
投函量が少ない理由として想定される要素で主なものは、周辺世帯数、生活導線、近隣局・近隣ポストとの距離等が挙げられる。

また、その他として、投函時の駐車スペースが無いことや、施設内にあり施設利用者以外の投函が少ない、といった理由が調査で確認された。

参考2 . 郵便差出箱の活用可能性についての検討状況

1. 趣旨 (サマリ)

- ① 郵便ポストは身近な郵便物等の差出拠点として必要不可欠なものとして貢献。
一方、設置・廃止等の管理や収集業務はアナログな運用であり、高齢化・人口減の進む過疎地域のユニバーサルサービス維持のためにはIoT技術の活用等による業務効率化が必要。
- ② 差出利便性向上や安心・安全な町づくり/地域貢献への活用（ビジネス化を含む）を含めることで、課題であるIoT機器類等への投資コストを賄えないか、検討に着手したところ。



参考2 . 郵便差出箱の活用可能性についての検討状況

2. 郵便ポスト収集業務の効率化に向けた検討状況

- ① 全国の郵便ポストにおいて収集時の商品種別や通数等の情報をデータで保有しておらず、日々の利用（差出）状況を把握できていない。一方で収集の効率化は高齢化・人口減の進む過疎地域のユニバーサルサービスを維持する上で、全国の郵便局が抱える大きな課題。
- ② 収集の効率化に向けて、郵便ポストの差出状況の可視化の実証実験を2021年度以降、数回に渡って実施（直近の実証実験の状況は以下のとおり）。

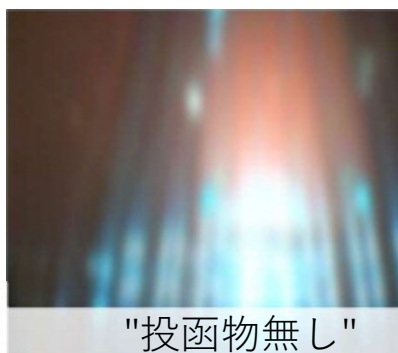
1 実証実験の概要

実施局	過疎地域（中山間地域）※の収集を対象とする郵便局 ※（参考）郵便ポスト1本当たり世帯数 約50世帯/本
実施期間	2023年3月4日～3月31日の4週間
対象ポスト	対象郵便局管内の郵便ポスト53箇所から選定※した14箇所 ※当該郵便局へのヒアリングで特に差出しが少ない郵便ポストを対象
実施方法	・ 郵便ポスト内部に機器類（カメラ、通信機能）取付、予め設定した時刻にポスト内撮影・サーバ送信 ・ AIにより画像解析・投函有無判断の上、メール通知

取付機器類



メール添付の画像
(文字が判別できない程度にぼかした画像)



郵便ポストへの機器類の設置状況
(対象の郵便ポストは2号・14号のみ)



参考2 . 郵便差出箱の活用可能性についての検討状況

2 実証実験の結果

- ・ 2本 (No.3、10) はドコモ・auのいずれも通信不安定のため測定不能
- ・ 全取得画像(300件)から投函物有無を確認した結果、88%の264件が投函物無し (No.14は実証期間中、一度も投函無し)
- ・ A Iによる投函物有無の認識精度は90%(271件) ⇒ 高精度である一方、取集判断には100%に近づける必要

ポスト No.	3月																															撮影 有効 数	投函物無し		備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	数	割合					
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金							
1	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	27	24	89%				
2	○	×	○	×	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	27	16	59%				
3	×	×																														運用停止(通信不安定)			
4	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	27	24	89%				
5	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	27	25	93%				
6	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	27	26	96%				
7	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	27	22	81%				
8	×	×	○	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×															14	10	71%	3/18~画角ズレ発生			
9	×	×	×	×	×					○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	23	22	96%				
10																																運用停止(通信不安定)			
11	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	27	26	96%				
12	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	○									20	16	80%	3/25~画角ズレ発生			
13	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	27	26	96%				
14	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	27	27	100%				
																														300	264	88%			

3 実証実験の結果・課題

サーバ側の設定不備によりデータ未配信

結果 郵便ポスト内の投函物の有無を遠隔で把握することは一定程度可能
⇒投函物があるのに"投函物無し"と誤判断するケースを限りなく0に近づけるロジック改良が必要

課題

- ・ 通信環境 (郵便ポスト内の感度減衰を含む。特に中山間地に懸念。)
- ・ 常態的に郵便ポストに機器を設置しておくためのコスト負担 (機器類のスペックとの兼ね合い/費用対効果)

参考 2 . 郵便差出箱の活用可能性についての検討状況

- ① 直近の実証実験により、カメラの撮影+通信機能による画像のサーバ送信及びAIによる画像認識によって郵便ポスト内の投函物の有無のみを遠隔で把握することは一定程度可能であることを確認。
- ② 過去の実証実験では郵便ポスト内に各種センサ類を設置し、リアルタイムの投函数の把握やポストの詰まり/あふれを検証したがコスト面がネックであり、より安価な技術・ソリューションの探索が必要。
- ③ これまでの実証実験を踏まえた、郵便ポスト収集の効率化に向けた検討の方向性は以下のとおり。

1 郵便ポスト収集の効率化の可能性

- 現制度での収集効率化の可能性（特に過疎地域）は、①日々の収集判断、②収集回数の見直し、③ルート見直しの3つ
- ①や②は過疎地域では必ずしも効率化にならない ⇒ ③や郵便ポストの配置見直し(撤去を含む)等の対策が必要
- 一方で、郵便ポストの差出状況の把握にはIoT機器類等の追加コストが必要 ⇒ 本実証のような簡易な機器類でも全郵便ポストへの設置は膨大な追加コストとなり、業務効率化のみで賄うことは困難な見通し

項目	郵便ポスト収集業務の効率化の可能性
①日々の収集判断	<ul style="list-style-type: none">• 郵便ポスト内の投函物の有無が事前に遠隔で把握できれば、日々の収集する/しないの判断に活用可能 ⇒現状、郵便ポスト表示の収集時刻に必ず収集する*1こととしており、投函物が無い場合に収集しないようにするためには見直しが必要• 収集する/しないの判断を収集担当者に伝える際の締切時刻、タイムラグや通知方法について検討が必要• 収集は、特に過疎地域において郵便配達と兼ねていることが多く、収集しない=効率化とは必ずしもならない
②収集回数 の見直し	<ul style="list-style-type: none">• 収集回数を見直し検討の際は、現状、収集担当者が郵便ポスト開函時の郵便物の有無・通数等をメモ等に取り調査• 過疎地域の差出しが少ないエリアは、収集回数を既に1回としていることが多く、更なる効率化は困難
③収集ルート の見直し	<ul style="list-style-type: none">• 郵便ポストの日々の差出状況をリアルタイムに把握することができれば、収集ルートを日々ダイナミックに変えることによる効率化の可能性あり

2 今後の検討の方向性

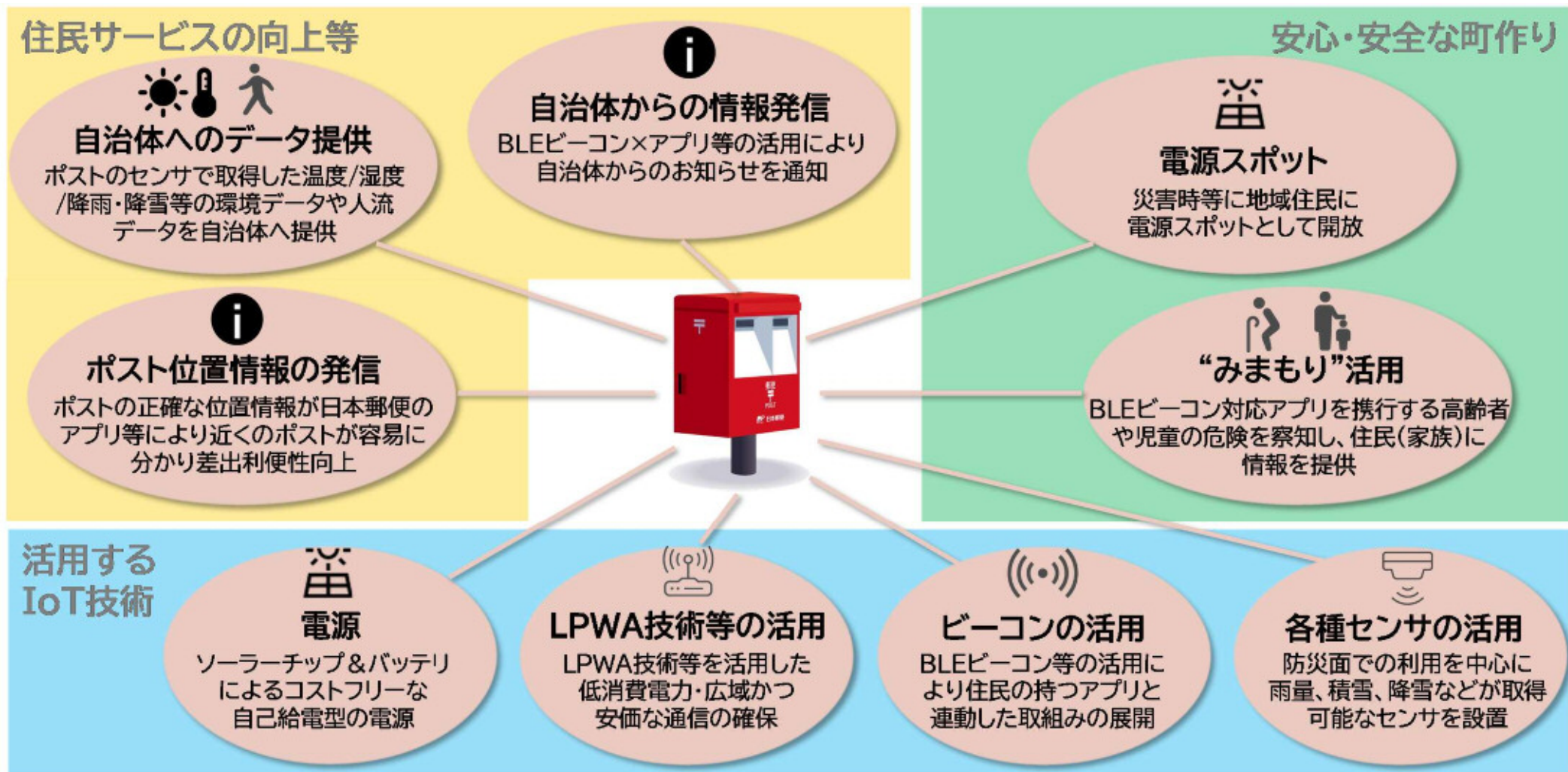
- 郵便ポストの設置・維持にかかるユニバーサルサービス*2を今後も維持するため、ポストを地方自治体にも活用いただくことによる公的支援を視野に、収集効率化も併せて図ることができないか今後検討していきたい

※1 郵便法施行規則第三十二条第一項第四号 ※2 郵便法第七十条第3項第四号

参考2 . 郵便差出箱の活用可能性についての検討状況

3. 郵便ポストの地域貢献への活用について

- ① 郵便ポスト収集効率化に向けた検討と並行して、センサや通信、電源等の機能を付加して郵便ポストを高度化することによる地域貢献への活用可能性の検討に着手したところ。
- ② 現時点で想定しているアイデアを提示するもの（**地域性を考慮したソリューション提供を検討**）。

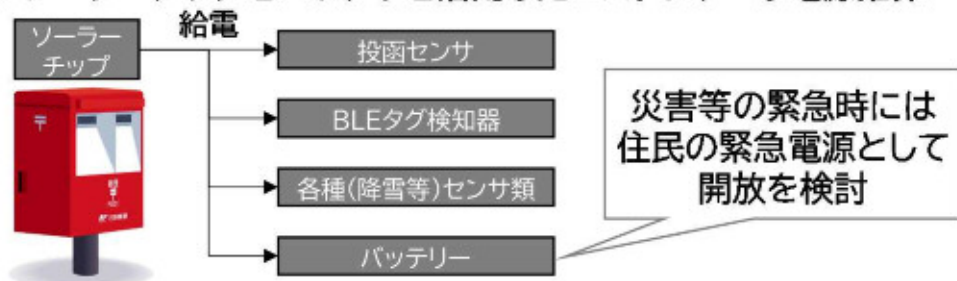


参考2 . 郵便差出箱の活用可能性についての検討状況

(参考) 活用を検討しているIoT技術等

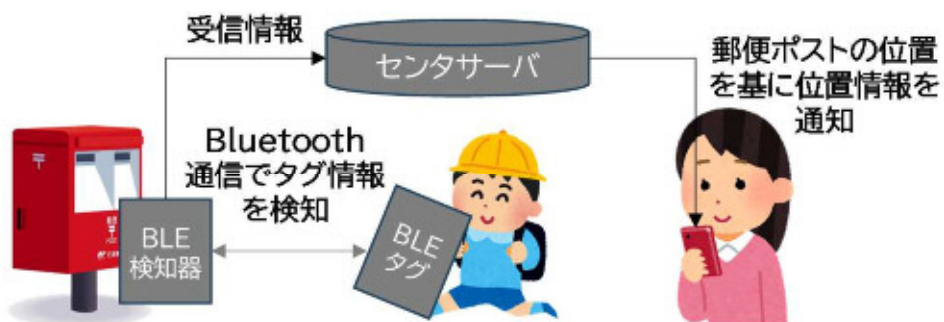
■ 郵便ポストの高度化による地域貢献に当たり、以下の技術等の活用を検討しているところ。

1 ソーラーチップとバッテリーを活用したコストフリーな電源確保



- ・発電効率の良いソーラーチップ※を郵便ポストに設置し、BLEタグ検知器その他バッテリーに必要な電力を継続コストを要しない自己給電型の方法で充足。
※ スタートアップ企業との協業による実証実験を検討中
- ・また、発電した電力は災害時には住民の緊急電源としての解放を検討。

2 BLEタグのビーコン・検知器による見守り等



- ・BLEタグ(ビーコン)とポスト内部に設置した検知器をBluetooth通信し、当該ポスト付近を通過した際にタグからの受信情報をセンターシステムに送付することで位置情報を住民の持つスマートフォンに送信可能。
- ・また、BLEタグに相当するスマホアプリを住民の持つスマホにインストールすることで、当該ポスト付近を通過した際に自治体が周知したい情報を通知。

3 LPWAによる通信の確保

利用する通信は、従来よりも低消費電力、広いカバーエリア、低コストを特徴とするLPWA(Low Power Wide Area)技術の活用を検討。

【LPWAの特徴】

低消費電力	広いカバーエリア	低コスト
✓ ボタン電池1つで数年単位	✓ 数km~数十km	✓ 1台当たりの通信料年100円~

【利用検討可能なLPWA】

規格	通信距離	通信速度	消費電力	コスト
Sigfox	3 - 50 km	≦ 100 kbps	◎	◎
LoRaWAN	2 - 20 km	10 - 50 kbps	◎	○

4 正確な郵便ポストの位置情報の提供(2023.10公開)

- ・郵便ポストの正確な位置情報を把握、各ポストの緯度・経度情報のデータを保持することにより、お客さまに正確な郵便ポストの位置を発信。
- ・近くのポストを容易に検索可能になり差出利便性向上

参考2 . 郵便差出箱の活用可能性についての検討状況

(参考) 参照条文 (郵便法等)

郵便法 (昭和22年法律第165号)

(郵便業務管理規程)

第七十条 (略)

3 総務大臣は、郵便業務管理規程に記載された前項各号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の認可をしてはならない。

一 (略)

二 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。

三 (略)

四 郵便物(国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。)について差し出された日から四日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、参入しない。)以内(郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域に宛てて差し出される場合にあつては、四日を超え最も経済的な通常の方法により当該地域に係る郵便物を送達する場合に必要な日数として総務省令で定める日数以内)に送達することが定められていること。

五～六 (略)

郵便法施行規則 (平成15年総務省令第5号)

(郵便業務管理規程の認可基準)

第三十二条 法第七十条第三項第二号の総務省令で定める郵便差出箱の基準は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 郵便差出箱の見やすい所に「郵便」の文字又は郵便差出箱であることを示す表示、郵便差出箱を利用することができる日及び時間(郵便差出箱を終日利用することができない場所に設置する場合に限る。)並びに郵便差出箱に差し入れられた郵便物の取集めを受け持つ会社の事業所名及び取集時刻の表示を付したものであること。

参考3 . 当社が保有するデータの活用

- ① 集配社員の安全管理、業務の効率化や適正化のため、位置情報・速度情報等のプローブデータを取得しているところ、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」に留意しながら、データ提供やビジネス化を検討中。
- ② また、前述のガイドラインの改正（2022年7月）に伴い、弁護士会照会に対する転居届に係る情報の提供を開始。

プローブデータの活用

検討中のユースケース（例）

- 中山間地帯の世帯の居住形態の変化を把握
- 交通異常の可能性のある道路の解析
- 他社のリアルタイム人流・車流データと組み合わせた価値創造

公的機関等への郵便データの提供

「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」に追記（2022年7月）された公的機関等への郵便局データの提供の事例

- 大規模災害等の緊急時の被災者情報等の提供
- 税の滞納者に関する転居届に係る情報の提供
- 弁護士会照会に対する転居届に係る情報の提供

参考4 トール社の状況（事業概要）

■ トール社の企業概要

本社	オーストラリア メルボルン
代表者	アラン・ビーチャム(マネージングディレクター)
設立	1888年
従業員数 (2023年3月末時点)	13,673人 (関連会社含む・正社員のみ)
展開国	アジア太平洋地域を中心に約150か国

■ 主要財務指標(2023年3月期決算) 単位：百万豪ドル(億円)

営業収益	6,469	(5,994)
営業利益(EBIT)	115	(107)

※JPロジスティクス社を含む

※日本郵便からの2,000百万豪ドル(約1,800億円)の追加出資を実施(2023年1月)

■ トール社の沿革

1888年	アルバート・トールが豪州ニューカッスルで1台の荷馬車による石炭運送事業を創業
1986年	ポール・リトルがMBOにより買収し社長に就任
1993年	豪州証券取引所(ASX)に上場
1996年	初の豪州国外となるニュージーランド進出
2006年	アジアへ本格進出
2009年	日本進出
2010年	米国進出
2012年	ポール・リトルが退任
2015年	日本郵便による買収
2021年	エクスプレス事業売却

■ 各事業の概要

1 エクスプレス事業(EXP)		<ul style="list-style-type: none"> ■ オーストラリア、ニュージーランド国内における道路、鉄道、海上、航空貨物輸送 ■ 消費者/一般家庭への配達、ビジネスサポート <p style="text-align: center;">2021年4月に売却契約締結、 8月末に売却完了</p>
2 ロジスティクス事業(CL)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 3PLプロバイダーとしての輸送・倉庫管理や資源・政府分野の物流 ■ 倉庫物流、資源採掘業向け物流サービス、エネルギーロジスティクス
3 フォワーディング事業(FWD)		<ul style="list-style-type: none"> ■ アジアからの輸出を中心としたフルラインでの国際貨物輸送サービス ■ 空輸、海運、通関業務、トラックング

参考5 . 郵便局における新たなサービス（提携金融）

- ① 多くのリスクに備えることができるよう、様々な商品を取り扱うとともに、同一の商品種類の中でも、随時、新商品の取扱いや商品の入れ替えを行うなど、お客さまの多様なニーズに応えられるよう商品ラインナップの充実に向けた取組を実施。
- ② 今後も、お客さまの様々なライフイベントやリスクに応じた保障ニーズに対応するため、郵便局で取り扱う金融商品のひとつとして、お客さまのご意向に沿った商品提案に活用する。

商品の取扱状況一覧

商品種類	取扱開始	商品供給元
バイク自賠責保険	2001年10月	計9社
自動車保険	2007年10月	計5社による共同保険
変額年金保険	2008年5月	三井住友海上プライマリー生命 日本生命※
がん保険	2008年10月	アフラック生命
引受条件緩和型医療保険	2008年10月	住友生命
傷害保険	2018年10月	東京海上日動火災保険

※ 2020年3月以降、取扱停止中

参考5 . 郵便局における新たなサービス（地域金融機関との連携）

- ① 地域の皆さまの利便性向上を目的として、地域金融機関のATMコーナーの設置及び銀行手続事務の受付・取次を実施。
- ② これまで、全国27カ所の郵便局にATMコーナーを設置するとともに、全国11カ所の郵便局で銀行手続事務の受付・取次を実施（2023年12月1日現在）。

地域金融機関のATMコーナーの設置

郵便局スペースの一部を賃貸し、地域金融機関のATMコーナーを設置



設置事例：十八親和銀行ATM
(雲仙郵便局・2022年1月31日～)

地域金融機関名	設置郵便局数
宮崎銀行	1
富山銀行	1
南都銀行	7
きらぼし銀行	2
紀陽銀行	3
十八親和銀行	9
滋賀銀行	1
北海道銀行	1
ゆきぐに信用組合	2

郵便局における銀行手続事務の受付・取次

郵便局の窓口において、Socio Future(株)のシステムを活用し、地域金融機関の個人のお客さまから、住所変更、氏名変更、印鑑変更等の受付、口座解約、振替・振込等の取次を実施



設置事例：東日本銀行の手続事務窓口
(石岡郵便局・2022年3月7日～)

地域金融機関名	設置郵便局数
南都銀行	2
東日本銀行	8
北海道銀行	1

参考5 . 郵便局における新たなサービス（地域ごとのサービス）

- ① 株式会社ファミリーマートと日本郵便の経営資源を効果的に活用した新たな取組として、川越西郵便局（埼玉県）において無人決済システムを活用したファミリーマート省人化店舗を出店したほか、ファミリーマート取扱商品の陳列棚及び冷蔵商品用ショーケースを設置し、郵便局の窓口で販売(柴崎郵便局（茨城県）、天津郵便局(千葉県)、飯能下畑郵便局(埼玉県))。
- ② そのほか、地域社会の発展・活性化に向け、郵便局スペースを活用した様々な取組を実施。

ファミリーマートとの新たな取組



【川越西郵便局】

支払方法：交通系電子マネー、クレジットカード、現金

取扱品目：約350種類(食品、飲料、日用品等)

その他：店内にデジタルサイネージを導入し、エンタメ情報、ニュース、地域情報様々なコンテンツを放映

【柴崎郵便局】

【天津郵便局】

【飯能下畑郵便局】

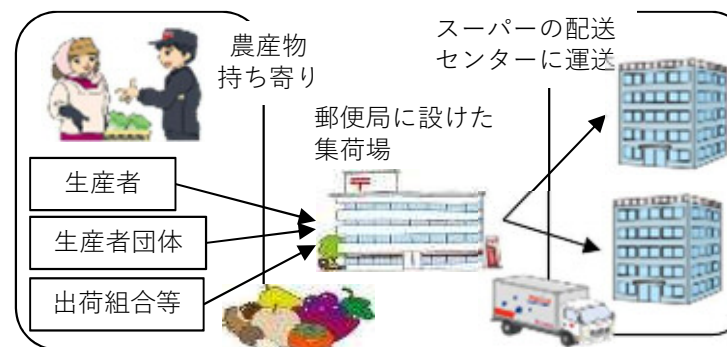
支払方法：交通系電子マネー、クレジットカード、現金

取扱品目：約70～200種類(食品、飲料、日用品等)



地場農産物の流通支援

- 農産物の流通事業等を行う企業と連携して、郵便局の空きスペースを、生産者が農産物を出荷する集荷場として活用
- 持ち寄られた農産物をスーパー等の配送センターへ運送



地産地消の拠点



- 郵便局内の空きスペースを 地元販売者が農作物の他、日用品などを無人販売 (2023年11月現在、3,107局において実施)